



目次

告示	ページ
○漁獲共済の同意成立(第2号漁業)(漁業経営課)	1
○道路の区域変更(道路課)	1
◎告示(県立都市公園の設置)の一部改正(公園下水道課)	1
◎告示(都市公園法の規定による兼用工作物の管理方法についての協議成立)の一部改正(2件)	1
公 告	
○県営土地改良事業に係る換地計画の定め(2件)(農業基盤課)	2
○開発行為に関する工事の完了(都市計画課)	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の5分の1の数(11・7揭示)	2
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数(〃)	2
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(〃)	2
○高知県知事選挙の期日(11・8揭示)	2
○高知県知事選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任(〃)	2
○高知県知事選挙において発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を決定するためのくじを行う日時及び場所の定め(〃)	2
○高知県知事選挙において放送する候補者の政見放送及び経歴放送の日時を決定するためのくじを行う日時及び場所の定め(〃)	2
○高知県知事選挙におけるテレビジョン放送による政見放送を行わない候補者の経歴放送の実施(〃)	3
○高知県知事選挙における投票用紙の色の定め(〃)	3
○高知県知事選挙における選挙会の日時及び場所の定め	

〓	3
○高知県知事選挙における開票の事務と選挙会の事務との合同に関する告示(〃)	3
○高知県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額(〃)	3
高知県知事選挙選挙長告示	
○高知県知事選挙における選挙長の告示方法(11・8揭示)	3
○高知県知事選挙における立候補の届出の受付要領の定め(〃)	3
○高知県知事選挙の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め(〃)	3
○高知県知事選挙の候補者の届出(〃)	4

告 示

高知県告示第732号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成19年11月20日

高知県知事 橋本 大二郎

区域及び区分

- 1 羽根町漁業協同組合の地区及び加領郷漁業協同組合の地区  
中型かつお漁業
- 2 芸西漁業協同組合の地区  
総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって主として機船船びき網を使用して営む漁業
- 3 土佐清水市漁業協同組合の地区のうち旧下ノ加江漁業協同組合の地区及び旧以布利漁業協同組合の地区  
小型かつお漁業及び大型定置漁業

高知県告示第733号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年11月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月20日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

	変更前	敷地の幅員	延	長
--	-----	-------	---	---

区 間	後の別	(メートル)	(メートル)
安芸郡安田町小川字カドヤ1236番4から安芸郡安田町小川字カドヤ1236番8まで	前	5.1 7 6.4	260
安芸郡安田町小川字カドヤ1236番3地先から安芸郡安田町小川字カドヤ1236番8まで	後	9.0 7 19.0	260

高知県告示第734号

昭和54年11月高知県告示第635号(県立都市公園の設置)の一部を次のように改正し、平成20年1月1日から施行する。

平成19年11月20日

高知県知事 橋本 大二郎

- 2 中「吾川郡春野町」を「高知市」に改める。
- 3 中「吾川郡春野町大字芳原」を「高知市春野町芳原」に、「吾川郡春野町大字西分」を「高知市春野町西分」に改める。

高知県告示第735号

平成6年11月高知県告示第611号(都市公園法の規定による兼用工作物の管理方法についての協議成立)の一部を次のように改正し、平成20年1月1日から施行する。

平成19年11月20日

高知県知事 橋本 大二郎

- 「高知県伊野土木事務所」を「高知県中央西土木事務所」に改める。
- 1 中「春野町道かぶ谷線」を「高知市道かぶ谷線」に改める。
  - 2 中「吾川郡春野町西分字磯ヶ端1440番4地先」を「高知市春野町西分字磯ヶ端1440番4地先」に改める。
  - 3 中「春野町長」を「高知市長」に改める。

高知県告示第736号

平成6年11月高知県告示第611号(都市公園法の規定による兼用工作物の管理方法についての協議成立)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成19年11月20日

高知県知事 橋本 大二郎

- 「高知県中央西土木事務所」を「高知県高知土木事務所」に改める。

公 告

県営土地改良事業窪川西部地区（金上野換地区）に係る換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年11月20日

高知県知事 橋本 大二郎

1 縦覧に供する書類

- (1) 換地計画書の写し
- (2) 現形図及び換地図

2 縦覧期間

平成19年11月20日から同年12月19日まで

3 縦覧場所

四万十町役場

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。



県営土地改良事業七里地区（小野川換地区）に係る換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年11月20日

高知県知事 橋本 大二郎

1 縦覧に供する書類

- (1) 換地計画書の写し
- (2) 現形図及び換地図

2 縦覧期間

平成19年11月20日から同年12月19日まで

3 縦覧場所

四万十町役場

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年11月20日

高知県知事 橋本 大二郎

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
------	----------------	------------------

平成19年10月30日 19高都計第349号	南国市岡豊町滝本字 勘定356-1	香南市野市町西野 2698番地11 セジ ョンガーデン701 号 東内 優子
---------------------------	----------------------	--

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

高知県選挙管理委員会告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の5分の1の数は、13,081人である。

平成19年11月7日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

高知県選挙管理委員会告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、175,669人である。

平成19年11月7日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

高知県選挙管理委員会告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成19年11月7日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

高知市選挙区	88,820人
室戸市、東洋町選挙区	6,154人
安芸市、芸西村選挙区	6,941人
南国市選挙区	13,616人
土佐市選挙区	8,362人
須崎市選挙区	7,136人
宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,893人
土佐清水市選挙区	4,956人
四万十市選挙区	10,110人
香南市選挙区	9,222人

香美市選挙区	8,322人
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,710人
長岡郡、土佐郡選挙区	4,351人
吾川郡選挙区	14,439人
高岡郡選挙区	19,125人
黒潮町選挙区	3,850人

高知県選挙管理委員会告示第123号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、高知県知事選挙を平成19年11月25日に行う。

平成19年11月8日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

高知県選挙管理委員会告示第124号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、平成19年11月25日に行う高知県知事選挙の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成19年11月8日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

1 選挙長

高知市瀬戸東町二丁目315番地 中越 豊喜

2 選挙長職務代理者

高知市入明町6番8号入明町県公舎203 松谷 朗

高知県選挙管理委員会告示第125号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定により、平成19年11月25日に行う高知県知事選挙において発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を決定するためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成19年11月8日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

1 日時

平成19年11月9日 午後6時

2 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階

高知県選挙管理委員会室

高知県選挙管理委員会告示第126号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自治省告示第165号）第14条第1項の規定により、平成19年11月25日に行う高知県知事選挙において放送する候補者の政見放送及び経歴放送の日時を決定するためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成19年11月8日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

1 日時

平成19年11月8日 午後6時

2 場所

高知市丸ノ内一丁目 2 番 20 号 高知県庁 3 階  
高知県選挙管理委員会室

**高知県選挙管理委員会告示第127号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年 11 月自治省告示第 165 号）第 4 条第 1 項ただし書の規定により、平成 19 年 11 月 25 日に行う高知県知事選挙においてテレビジョン放送による政見放送を行わない候補者の経歴放送は、政見放送を行う全候補者の放送終了後に行うものとする。この場合において、政見放送を行わない候補者が 2 人以上あるときは、その順序はくじで定める。

平成 19 年 11 月 8 日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

**高知県選挙管理委員会告示第128号**

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 45 条第 2 項の規定により、平成 19 年 11 月 25 日に行う高知県知事選挙における投票用紙の色を次のとおり定めた。

平成 19 年 11 月 8 日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

投票用紙の色

浅黄色の紙に黒色のインクで印刷したもの

**高知県選挙管理委員会告示第129号**

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 77 条第 1 項の規定により、平成 19 年 11 月 25 日に行う高知県知事選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

平成 19 年 11 月 8 日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

1 日時

平成 19 年 11 月 28 日 午前 10 時

2 場所

高知市丸ノ内一丁目 2 番 20 号 高知県庁正庁ホール

**高知県選挙管理委員会告示第130号**

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 79 条第 2 項の規定により、平成 19 年 11 月 25 日に行う高知県知事選挙における開票の事務と選挙会の事務とは、併せて行わないこととする。

平成 19 年 11 月 8 日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

**高知県選挙管理委員会告示第131号**

平成 19 年 11 月 25 日に行う高知県知事選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 194 条第 1 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 127 条第 1 項の規定による選挙運動に關する支出金額の制限額は、28,778,100 円である。

平成 19 年 11 月 8 日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

-----  
**高知県知事選挙  
選挙長告示**  
-----

**高知県知事選挙選挙長告示第 1 号**

平成 19 年 11 月 25 日に行う高知県知事選挙における選挙長の告示は、高知県公報に登載して行うものとする。ただし、急を要するときは、高知市丸ノ内一丁目 2 番 20 号高知県庁前の掲示場に掲示して行うものとする。

平成 19 年 11 月 8 日（揭示済）

高知県知事選挙選挙長 中越 豊喜

**高知県知事選挙選挙長告示第 2 号**

平成 19 年 11 月 25 日に行う高知県知事選挙における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。

平成 19 年 11 月 8 日（揭示済）

高知県知事選挙選挙長 中越 豊喜

- 1 選挙の期日の告示の日の午前 8 時 30 分までに選挙長の事務所の立候補受付係に到着した者が 2 人以上ある場合については、くじにより受付順位を決定する。
- 2 前記 1 のくじに先立ち、午前 8 時 30 分にくじを引く順序を決めるくじを行う。
- 3 午前 8 時 30 分後に到着した者については、到着順に受付を行う。
- 4 選挙長の事務所は、高知市丸ノ内一丁目 2 番 20 号高知県庁 3 階高知県選挙管理委員会室に置く。ただし、平成 19 年 11 月 8 日午前 9 時 30 分までは、高知県庁正庁ホールに置く。

**高知県知事選挙選挙長告示第 3 号**

平成 19 年 11 月 25 日に行う高知県知事選挙の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が 10 人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が 3 人以上あるときにおいて、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 76 条において読み替えて準用する同法第 62 条第 2 項又は第 4 項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成 19 年 11 月 8 日（揭示済）

高知県知事選挙選挙長 中越 豊喜

1 日時

平成 19 年 11 月 22 日 午後 6 時

2 場所

高知市丸ノ内一丁目 2 番 20 号 高知県庁 3 階  
高知県選挙管理委員会室

## 高知県知事選挙選挙長告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4の規定により、平成19年11月25日に行う高知県知事選挙の候補者として、本日次のとおり届出があった。  
平成19年11月8日（揭示済）

高知県知事選挙選挙長 中越 豊喜

受付 番号	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	本人	ちか もり まさ ひさ 近 森 正 久	男	高知県	高知県高知市永国寺町1番8号	昭和28. 1. 31	無所属	学校法人理事長
2	本人	せきや よし せき や 徳 (関 谷 徳)	男	愛媛県	高知県高知市みづき二丁目702番地	昭和36. 1. 28	無所属	会社員
3	本人	くに まつ まさる 国 松 勝	男	高知県	高知県高知市桜馬場2番28-507号	昭和14. 1. 21	無所属	団体役員
4	本人	おざき まさ なお お ざき まさ なお (尾 崎 正 直)	男	高知県	高知県高知市鴨部二丁目8番18-8号	昭和42. 9. 14	無所属	無職